

入院時の食事療養費 医療費自己負担限度額適用 の認定申請を！

国民健康保険または後期高齢者医療対象者の入院時の食事療養費（食事代）は、1食あたり260円の負担となっていますが、住民税が非課税の世帯であれば、減額認定証の申請手続きをしますと、申請した月から下表のとおり自己負担額が減額されます。

また、入院医療費の自己負担限度額は、それぞれの所得区分によって異なります。医療機関で、その区分に応じた限度額を適用するためには「限度額適用認定証」が必要となりますので、入院が決まりましたら、入院前に、必ず、申請手続きをしてください。申請した月から、下表のとおり窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

ただし、交付を受けられる人は、保険税の滞納がない優良納税者に限って「認定証」が交付されます。

なお、現在交付されている方の有効期限は、7月31日までで、8月1日からは使用できなくなることから、新たに申請が必要となりますので、該当する方は、忘れずに申請してください。

手続きに必要なもの（対象者のみ）

- ・健康保険証（高齢受給者証）
- ・後期高齢者医療受給者証

入院時の食事代

一般（下記以外の方）		1食 260円
住民税非課税世帯	90日までの入院	1食 210円
低所得者 1	90日を超える入院（過去12ヵ月の入院日数）	1食 160円
住民税非課税世帯 低所得者 2		1食 100円

注）申請が遅れた場合、申請日より前の月については、食事代は減額されませんのでご注意ください。

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回までの限度額	4回目以降の限度額
一般（下記以外の方）	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,000円
上位所得者 3	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回までの限度額	4回目以降の限度額
一般（下記以外の方）	44,000円	44,000円
上位所得者 3	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,000円
住民税非課税世帯 低所得者 1	24,600円	24,600円
住民税非課税世帯 低所得者 2	15,000円	15,000円

過去12ヵ月以内に、高額療養費の支給が4回あった場合は、4回目以降の自己負担限度額となります。

- 1 同一世帯の国保加入者（後期高齢者の方は、同一世帯の全員）が住民税非課税
 - 2 同一世帯の国保加入者（後期高齢者の方は、同一世帯の全員）が住民税非課税で、その世帯の各所得がいずれも0円で、かつ、公的年金収入が80万円以下となる人
 - 3 国保税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯
- 詳しくは、住民生活課国民健康保険係（窓口4番）または総合支所住民サービス課にお問い合わせください。

八雲町防犯協会からのお知らせ

『地域安全ニュース』

自動販売機ねらい事件発生
6月20日午後0時から6月25日午前9時までの間、花浦の会社敷地内に設置されていた清涼飲料水の自動販売機の正面の扉部分が壊され、現金等が盗まれました。

窃盗事件発生
6月24日午前11時30分から6月29日午後3時50分までの間、浜松の農家の倉庫内に設置されている軽油タンクから軽油が盗まれました。

自転車盗事件発生
7月1日午前10時から7月3日午前11時までの間、住初町の一般住宅敷地内に施錠をして駐輪していた自転車が盗まれました。

7月4日午後2時から午後3時40分までの間、富士見町の集合住宅の敷地内に無施錠で駐輪していた自転車が盗まれました。

ご意見・ご要望は
八雲警察署 刑事・生活安全課
☎64 2110にお寄せください。

町道民税の第2期分と国民健康保険税の第3期分の納期限は、9月1日です。